

## [参考資料]

### 1 用語解説

#### あ行

##### ■ 医療介護連携調整実証事業（退院調整ルールの策定）

要介護状態の患者の居宅への退院準備の際に、病院から介護支援専門員（ケアマネジャー）への引継ぎに関する決まり事（ルール）を策定する事業です。

##### ■ 院内クリティカルパス

病院内において、病気の種別や各治療内容ごとに、標準的な検査、治療及び看護等について定めた詳細な診療計画表のことをいい、クリニカルパスともいいます。

##### ■ インフォームド・コンセント

医療関係者は治療を開始する前に、治療の目的や内容、予想される効果や副作用等について十分な説明を行い、患者はその内容について納得し、治療について同意することにより、患者自身の納得できる医療が選択できるという概念をいいます。ICと略されることもあります。

#### か行

##### ■ がん医療の均てん化

全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術などの格差の是正を図ることをいいます。

##### ■ がん看護専門看護師

がんに関する分野において、卓越した看護実践能力を持つと認められた看護師をいい、日本看護協会が認定します。がん患者やその家族の悩みや相談の対応、チーム医療における各医療職種間の意見調整、院内の看護師からの相談対応や指導などを行います。看護師実務を5年以上経験し、看護系大学院で専門分野の知識と技術を身につけていることが必要となります。

##### ■ がん検診の精度管理

がん検診の「精度＝質」を維持・向上する取組のことをいいます。がん検診実施体制（検診結果の把握・集計の体制整備、検診技術の向上等）と、その体制のもとで行った検診結果（受診率、精検受診率、発見率など）を継続的に把握し、一定の基準に満たない場合は原因を追究し、改善策を検討することを目的とします。

##### ■ がん（性）疼痛

がん患者に生じる痛みのすべてを含み、がん自体が直接の原因となる痛み、がん治療に伴って生じる痛み（術後痛や術後の慢性疼痛、化学療法による神経障害に伴う疼痛など）、がんに関連した痛み（長期臥床に伴う腰痛、リンパ浮腫、褥創など）、がん患者に併発したがんに関連しない疾患による痛み（変形性脊椎症、片頭痛など）の4種類に分類されます。

##### ■ 感度

病気がある群での検査の陽性率のことをいいます。

##### ■ がん登録

がんの罹患や転帰その他の状況を登録・把握し、分析する仕組みをいい、がん患者数・罹患率、がん生存率、治療効果の把握など、がん対策の基礎となるデータの把握のために必要なものです。

## ■ 緩和ケア

がん患者やその家族の抱える身体的、精神的、社会的、スピリチュアル（霊的）な苦痛を、予防したり対処したりすることによって和らげ、がんに伴う身体や心の問題を単に病気に対する医療としてだけでなく、社会生活なども含めて全体的に患者を支えるケアをいいます。

## ■ 緩和ケアセンター

診断時からより迅速かつ適切な緩和ケアを切れ目なく提供するため、「緩和ケアチーム」、「緩和ケア外来」、「緩和ケア病棟」等を統括する組織であり、医師・看護師を中心とした多職種が連携した緩和ケアに関するチーム医療を提供します。

## ■ 希少がん

人口 10 万人あたり 6 例未満、数が少ないために診療・受療上の課題が他に比べて大きいがん種をいいます。

## ■ 群馬県がん診療連携協議会

群馬大学医学部附属病院に設置されている協議会です。群馬県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制を構築することを目的として、県内のがん診療連携拠点病院、群馬県がん診療連携推進病院のほか、県医師会、群馬県、群馬大学大学院医学系研究科で構成されています。

## ■ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことをいいます。

## ■ ゲノム医療

ゲノムとは、DNAに含まれる遺伝情報全体を指しています。ゲノム情報は体をつくるための、いわば設計図のようなもので、それらを網羅的に調べ、その結果をもとにして、その人の体質や症状に適した「医療」を行うことをいいます。

## ■ 骨髄バンクドナー登録

骨髄移植を必要としている血液難病患者のために、骨髄の提供者（ドナー）となる意思を、「骨髄バンク」に登録することをいいます。

# さ行

## ■ 在宅療養支援診療所

24 時間連絡を受ける医師や看護職員を配置し、24 時間の往診や訪問看護の提供を確保するとともに、当該診療所において、ほかの医療機関や訪問看護ステーションと連携して、在宅療養者の緊急入院の受け入れ体制を確保しているなどの条件を満たした診療所をいいます。このほか、介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携して医療サービスと介護サービスとの調整なども行います。

## ■ 支持療法

がんそのものに伴う症状や治療による副作用に対しての予防策、症状を軽減させるための治療のことをいいます。

## ■ 社会的人材リソース

関係学会等によるがんの相談支援・情報提供に関する一定の研修を受け、必要に応じ、がん患者やその家族等に対し、拠点病院等のがん相談支援センターを紹介できる地域の人材等が想定されます。

## ■ 周術期

術前から術後の一連の期間の総称です。

## ■ 術中迅速病理診断

手術の最中に一部の細胞や組織を採取し、病理医（生検で採取した細胞や組織を顕微鏡で調べて、どの程度病気が進行しているかなどを診断する医師）が短時間で、腫瘍が良性か悪性か、リンパ節に転移していないか、などについて診断することです。

この結果によって治療の範囲を決めたり、より適切な手術方法に変えたりすることができます。

## ■ 小児がん拠点病院

小児がんの患者とその家族に対して、質の高い医療及び支援体制の充実を図るために、国が指定する病院をいいます。県域を越えた地域において小児がんの治療や相談支援、長期的なフォローアップ、研究等を行う中核的な病院が指定されています。

## ■ 重粒子線治療

がん部位に集中的にダメージを与え、周りの正常部位にはダメージが少ない治療であり、副作用は一般の放射線治療に比べて少ないです。

## ■ セカンドオピニオン

診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいいます。

## ■ 先進医療

大学病院などで実施される健康保険の適用されない先端的な医療のうち、厚生労働大臣の承認を受けたもので、重粒子線治療もこれに該当します。通常、健康保険の適用されていない医療は保険診療と併用して行うことはできず、すべての医療費が自由診療として患者さんの自己負担になりますが、先進医療については保険診療と併用できます。

## ■ 造血幹細胞移植

造血幹細胞移植は、通常の化学療法や免疫抑制療法だけでは治すことが難しい血液がんや免疫不全症などに対して行う治療で、移植された造血幹細胞が患者の骨髄に根つき（生着する）、正常な造血機能が回復することが期待できます。「骨髄移植」、「末梢血管細胞移植」、「さい帯血移植」があります。

# た行

## ■ 地域包括ケアシステム

地域において「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスが切れ目なく提供される体制をいいます。

## ■ 地域包括支援センター

地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市町村が設置している機関です。主に、高齢者や家族への総合的な相談支援、高齢者に対する権利擁護業務、介護予防ケアプランの作成及び地域の介護支援専門員への支援を行います。専門職として、「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員」等が配置されています。

## ■ 地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいいます。地域連携クリニカルパスともいいます。これにより、地域の医療機関で治療・検査等を行う際にも医療機関ごとに差が生じない適切な医療を受けられることを目的とします。

## ■ チーム医療

医療の質や安全性の向上を目指し、また、高度化・複雑化する医療に対応するため、多種多様な職種が、それぞれの専門性を生かしながら連携・協力することにより、患者の状況に的確に対応した医療を提供することをいいます。

## ■ DCO（Death Certificate Only）ディー・シー・オー

がん登録の精度を評価する指標の一つで、医療機関から罹患の届出がなく、死亡情報のみで登録された患者が全罹患数に占める割合を指します。DCOの値が低いほど、計測された罹患数の信頼性が高いと評価され、国際的な水準では、DCOが5%以下であることが求められます。

## ■ 特異度

病気がない群での検査の陰性率のことをいいます。

## な行

### ■ 難治性がん

特定のがん種に限定されず、治療が奏功しない抵抗性のがんをいいます。

### ■ 二次がん

抗がん剤や放射線による正常細胞の障害のために、治療を終えた数年から数十年後にもとの病気とは別の種類のがんや白血病を生じることです。

### ■ 二次保健医療圏

高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療、リハビリテーション並びに比較的専門性の高い保健医療サービスの提供を行う圏域で、群馬県では、10の圏域を定めています。主にこの圏域を単位として、保健医療サービスを提供するための施設や設備、医師や看護師等の従事者の適正配置及び保健医療提供体制の体系化を図っています。

### ■ 認定看護師

日本看護協会認定看護師認定審査に合格した、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められた看護師をいい、特定の看護分野において、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護の実践、看護職に対しての指導、コンサルテーション（相談）を行います。現在、「緩和ケア」や「がん薬物療法看護」などの認定看護分野が認められています。

## は行

### ■ ピアサポート

英語の「ピア（同じような立場の人、仲間）」と「サポート（支援）」を合わせた言葉で、同じような経験をした者同士が、互いの経験を共有すること等により、互いを支援することをいいます。

### ■ BMI（Body Mass Index）ビー・エム・アイ

体重と身長の関係から算出される、ヒトの肥満度を表す体格指数です。体重Wkg、身長がTm（メートル）とした場合、 $BMI = W / T^2$  で計算されます。日本肥満学会では、BMIが22の場合を標準体重としており、18.5（以上）から25（未満）までが普通、25以上の場合を肥満、18.5未満である場合をやせとしています。

### ■ PSA検査 ビー・エス・エー

血液検査によりPSAの値を調べる検査をいいます。PSAとは、前立腺に特異的なたんぱく質の一種です。正常の場合でもPSAは血液中に存在しますが、前立腺がんになると大量のPSAが血液中に流れ出すことから、この性質を利用して、PSAは前立腺がんを発見するための指標として用いられています。

### ■ 病理コンサルテーション

診断困難症例の病理診断確定などにおいて、各臓器がん精通する病理診断医へ病理診断についての相談（コンサルテーション）を受けることをいいます。

### ■ 標準治療

現時点で得られている科学的な根拠に基づいた最もよい治療で、多くの患者に行われることが推奨される治療のこと。

## ま行

### ■ 免疫療法

免疫を担当する細胞や抗体等を活性化する物質を用いて、生体に本来備わっている免疫機能を操作・増強することによって、治療効果をあげようとする治療法です。

**■ 免疫チェックポイント阻害薬**

免疫ががん細胞を攻撃する力を保つ（免疫にブレーキがかかるのを防ぐ）薬です。

**ら行****■ 臨床試験**

現在標準的に行われている治療よりも、よりよい治療法を確立することを目的として、患者さんに協力していただき、新しく考案された治療法、新しい薬や薬の新しい使い方が病気に対して有効かどうか、また安全かどうかについて調べる試験のこと。臨床試験の中で、厚生労働省より承認を得ることを目的として、まだ承認されていない薬や薬の使い方について調べる試験のことを治験といいます。

## 2 計画の策定体制

### (1) 群馬県がん対策推進条例

すべての県民の命が等しく尊重され、県民が、県民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんに対して正面から向き合い、互いに支え合いながら、がんには負けないという強い信念を持って、安心して暮らすことができる群馬を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようにがん医療を提供する体制の整備等をするため、がん対策に関し基本的な事項を定めることにより、がん対策を県民と共に総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (県の責務)

第二条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとする。

#### (保健医療関係者の責務)

第三条 がんの予防及び早期発見を推進し、並びにがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第四条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

2 県民は、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合うことにより、一体となってがん対策の推進に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合であっても働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (がんの予防及び早期発見の推進)

第六条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん検診の受診率の向上のための普及啓発

二 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の

普及啓発

- 三 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上のための研修
- 四 がん検診の評価及び精度の管理のための市町村等に対する専門的な見地からの助言
- 五 受動喫煙を防止するための多数の者が利用する施設における禁煙の推進
- 六 二十歳未満の者の喫煙防止のための社会環境の整備
- 七 女性に特有のがん及びそのがんの発生しやすい年齢を考慮したがんに関する正しい知識の普及啓発
- 八 がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育
- 九 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療の充実)

第七条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するため、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院（それぞれ専門的ながん医療等の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定する病院をいう。）並びに群馬県がん診療連携推進病院（がん診療連携拠点病院に準じたがん医療等の提供を行う医療機関として知事が指定する病院をいう。）（以下「がん診療連携拠点病院等」と総称する。）の整備及び機能の強化
- 二 がん診療連携拠点病院等その他の医療機関及び研究機関の間における連携協力体制の整備
- 三 小児及びAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。以下同じ。）のがん患者に対するがん医療の充実並びにがん医療に関する医療機関の連携協力体制及び長期フォローアップ体制の整備
- 四 重粒子線治療、がんゲノム医療等の高度で先進的ながん治療の推進
- 五 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保)

第八条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第九条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- 二 がんと診断された時からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- 三 緩和ケアに必要な病床の確保
- 四 がん患者が居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備
- 五 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実を図るために必要な施策

（在宅医療の推進）

第十条 県は、医療機関等と連携し、がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等ががん医療を受けることができる体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん登録の推進）

第十一条 県は、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）を推進し、これにより得られた情報が有効に活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策の実施に関し、がん登録に係る個人情報の保護が適切に行われるために必要な措置を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の提供）

第十二条 県は、県民に対し、がん医療に関する情報を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん診療連携拠点病院等が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者及びその家族等に対する支援）

第十三条 県は、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者及びその家族等に対する相談支援及び情報提供体制の整備

二 小児及びAYA世代のがん患者並びにその家族等の特性に応じた相談支援及び情報提供体制の充実

三 がん患者及びその家族等により構成される民間団体が行う活動に対する支援

四 前三号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のために必要な施策

（就労の支援）

第十四条 県は、前条に規定する施策のほか、がん患者及びがん患者であった者（以下「がん患者等」という。）の就労の支援のため、がん診療連携拠点病院等が設置するがん相談支援センター、がん医療に関わる医療機関、就労に関わる公共的機関その他の関係団体と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 事業者及びその従業員その他県民に対するがん患者等の就労に関する理解を深めるための普及啓発

二 がん患者等の就労に係る相談支援体制の整備

三 前二号に掲げるもののほか、がん患者等の就労の支援のために必要な施策

（骨髄移植の促進）

第十五条 県は、骨髄移植に携わる者と連携し、骨髄バンク事業の普及啓発等白血病その他の血液がんに対して有効な治療方法である骨髄移植の促進に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（群馬県がん対策推進協議会）

第十六条 県は、総合的ながん対策の推進及び評価に関し必要な事項を協議するため、群

馬県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

（がん対策推進計画）

第十七条 県は、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定するがん対策推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

（県民運動の推進）

第十八条 県は、がんに関し強い地域社会を構築するため、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と幅広く連携し、がんに関する理解及び関心を深めるための県民運動が主体的に行われるよう、広報活動その他の必要な施策を講じ、支援するものとする。

（財政上の措置）

第十九条 県は、がん対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第二十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十七年十二月三十一日までに診断されたがんに係る改正前の第十一条第一項に規定する地域がん登録については、改正前の同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和二年三月二十七日条例第二十二号）

（施行期日）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十二号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 群馬県がん対策推進計画策定に係る協議会等の検討状況

### ■群馬県がん対策推進協議会

- |        |                     |             |
|--------|---------------------|-------------|
| 第 21 回 | 令和 5 年 7 月 26 日     | 計画骨子案協議     |
| 第 22 回 | 令和 5 年 11 月 22 日    | 計画素案協議      |
| 第 23 回 | 令和 6 年 2 月 7 ～ 19 日 | 計画案協議（書面開催） |

#### — □がん対策推進計画検討部会

令和 5 年 6 月 12 日      計画骨子案検討      各専門分科会合同開催

計画素案検討

- ・ 令和 5 年 10 月 2 日      がん医療専門分科会
- ・                    10 月 5 日      小児・AYA世代のがん専門分科会
- ・                    10 月 12 日      相談支援・情報提供専門分科会
- ・                    10 月 26 日      緩和ケア・在宅医療専門分科会
- ・                    10 月 27 日      がん検診・がん予防専門分科会

#### — □がん登録・情報分析検討部会

令和 5 年 6 月 26 日      計画骨子案検討

令和 5 年 10 月 3 日      計画素案検討

#### — □がんと生殖医療検討部会

令和 5 年 6 月 19 日      計画骨子案検討

令和 5 年 10 月 4 日      計画素案検討

### ■群馬県がん対策推進計画（素案）に関するパブリック・コメント

□実施期間：令和 5 年 12 月 25 日から令和 6 年 1 月 23 日（30 日間）

□受付件数：1 件（延べ 2 件）

□意見の採択による修正の有無：無

### (3) 群馬県がん対策推進協議会委員名簿

#### ■ 群馬県がん対策推進協議会委員名簿

会 長 群馬県医師会 会長 須藤 英仁  
副会長 群馬大学医学部附属病院 病院長 齋藤 繁

| 所 属                  | 職 名 | 氏 名    |
|----------------------|-----|--------|
| 群馬大学医学部附属病院          | 病院長 | 齋藤 繁   |
| 群馬県立がんセンター           | 院 長 | 柳田 康弘  |
| 群馬県立小児医療センター         | 副院長 | 河崎 裕英  |
| 群馬県病院協会              | 理 事 | 小林 幹男  |
| 群馬県在宅療養支援診療所連絡会      | 会 長 | 大澤 誠   |
| 群馬県医師会               | 会 長 | 須藤 英仁  |
| 群馬県歯科医師会             | 副会長 | 井田 順子  |
| 群馬県薬剤師会              | 副会長 | 原 文子   |
| 群馬県看護協会              | 会 長 | 神山 智子  |
| 群馬県介護福祉士会            | 会 長 | 堀口 美奈子 |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会       | 副会長 | 武藤 茂美  |
| 群馬大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 | 教 授 | 浜崎 景   |
| 群馬県健康づくり財団がん登録室      | 室 長 | 茂木 文孝  |
| 群馬県商工会議所連合会          | 理 事 | 井熊 開三  |
| 群馬県商工会女性部連合会         | 会 長 | 飯野 晶子  |
| 群馬県市長会(太田市健康づくり課)    | 主 幹 | 福田 知枝子 |
| 群馬県町村会(みなかみ町子育て健康課)  | 課 長 | 入澤 はるみ |
| 厚生労働省群馬労働局           | 局 長 | 加藤 博人  |
| 群馬県議会健康福祉常任委員会       | 委員長 | 斉藤 優   |
| 公募委員                 |     | 安井 鈴江  |

## □ 群馬県がん対策推進協議会がん対策推進計画検討部会委員名簿

部会長 群馬大学大学院医学系研究科公衆衛生学 教授 浜崎 景

### ・がん検診・がん予防専門分科会

| 所 属                         | 職 名                   | 氏 名    |
|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 群馬県医師会                      | 理 事                   | 吉川 守也  |
| 群馬県がん検診精度管理部会<br>(渋川医療センター) | 部会長<br>(名誉院長)         | 斎藤 龍生  |
| 群馬県保険者協議会                   | 会 長                   | 栢澤 康幸  |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会              | 会 長                   | 大島 主好  |
| 群馬産業看護研究会                   | 副会長                   | 遠藤 弥生  |
| 群馬大学大学院保健学研究科               | 教 授                   | 佐藤 由美  |
| 群馬県健康づくり財団がん登録室             | 室 長                   | 茂木 文孝  |
| 群馬大学医学部附属病院                 | 非常勤講師<br>(【前】腫瘍センター長) | 塚本 憲史  |
| 太田市健康づくり課                   | 主 幹                   | 福田 知枝子 |
| 中之条町保健環境課                   | 補佐兼健康係長               | 安原 あづさ |

### ・相談支援・情報提供専門分科会

| 所 属              | 職 名                     | 氏 名   |
|------------------|-------------------------|-------|
| 群馬県医師会           | 理 事                     | 吉川 守也 |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会   | 会 長                     | 大島 主好 |
| 群馬県立県民健康科学大学看護学部 | 教 授                     | 狩野 太郎 |
| 群馬県健康づくり財団がん登録室  | 室 長                     | 茂木 文孝 |
| 群馬大学医学部附属病院      | 非常勤講師<br>(【前】腫瘍センター長)   | 塚本 憲史 |
| 前橋赤十字病院          | 医療社会福祉課長<br>(ソーシャルワーカー) | 中井 正江 |
| 群馬大学医学部附属病院      | 認定がん専門相談員               | 渡辺 恵  |
| 公募委員             | —                       | 安井 鈴江 |

・がん医療専門分科会

| 所 属                  | 職 名                   | 氏 名   |
|----------------------|-----------------------|-------|
| 群馬大学医学部附属病院          | 病 院 長                 | 齋藤 繁  |
| 群馬県立がんセンター           | 院 長                   | 柳田 康弘 |
| 群馬県医師会               | 理 事                   | 吉川 守也 |
| 群馬県歯科医師会             | 理 事                   | 高井 貞浩 |
| 群馬県病院協会              | 理 事                   | 前村 道生 |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会       | 会 長                   | 大島 主好 |
| 群馬大学大学院医学系研究科総合外科学講座 | 教 授                   | 調 憲   |
| 群馬大学大学院医学系研究科内科学講座   | 教 授                   | 浦岡 俊夫 |
| 群馬大学大学院腫瘍放射線学講座      | 教 授                   | 大野 達也 |
| 群馬大学医学部附属病院          | 非常勤講師<br>（【前】腫瘍センター長） | 塚本 憲史 |
| 群馬大学医学部附属病院          | 看護部長                  | 河村 恵美 |
| 群馬県済生会前橋病院           | 看護部長                  | 山賀 理恵 |

・緩和ケア・在宅医療専門分科会

| 所 属                  | 職 名                   | 氏 名   |
|----------------------|-----------------------|-------|
| 群馬県立がんセンター           | 疼痛治療部長                | 肥塚 史郎 |
| 群馬県在宅療養支援診療所連絡会      | 会 長                   | 大澤 誠  |
| 群馬県歯科医師会             | 常務理事                  | 佐野 公永 |
| 群馬県薬剤師会              | 副会長                   | 原 文子  |
| 群馬県看護協会              | 会 長                   | 神山 智子 |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会       | 会 長                   | 大島 主好 |
| 群馬県医師会               | 理 事                   | 吉川 守也 |
| 群馬大学医学部附属病院          | 非常勤講師<br>（【前】腫瘍センター長） | 塚本 憲史 |
| 渋川医療センター             | 院 長                   | 蒔田富士雄 |
| 群馬県訪問看護ステーション連絡協議会   | 副会長                   | 山路 聡子 |
| 群馬県介護福祉士会            | 副会長                   | 佐藤 智昭 |
| 群馬県介護支援専門員協会         | 介護支援専門員               | 新井 薫  |
| 特定非営利活動法人在宅福祉かんわケア大地 | 事務局長                  | 反町 利恵 |

**\* 小児・A Y A世代のがん専門分科会**

| 所 属                  | 職 名                   | 氏 名    |
|----------------------|-----------------------|--------|
| 群馬県医師会               | 理 事                   | 今泉 友一  |
| 群馬県立小児医療センター         | 副院長                   | 河崎 裕英  |
| 群馬県立小児医療センター         | 医療局部長                 | 西 明    |
| 群馬大学医学部附属病院          | 非常勤講師<br>（【前】腫瘍センター長） | 塚本 憲史  |
| 群馬大学大学院医学系研究科小児科学    | 助 教                   | 奥野 はるな |
| 群馬大学大学院医学系研究科総合外科学   | 助 教                   | 大竹 紗弥香 |
| 群馬県看護協会訪問看護ステーション前橋南 | 管理者                   | 堀 美佐子  |
| 公募委員                 | —                     | 安井 鈴江  |

**□ 群馬県がん対策推進協議会がん登録・情報分析検討部会委員名簿**

部会長 群馬県衛生環境研究所 所長 猿木 信裕

| 所 属             | 職 名                   | 氏 名    |
|-----------------|-----------------------|--------|
| 群馬大学大学院医学系研究科   | 教 授                   | 浜崎 景   |
| 群馬県医師会          | 理 事                   | 吉川 守也  |
| 群馬県病院協会         | 理 事                   | 高木 均   |
| 群馬県健康づくり財団がん登録室 | 室 長                   | 茂木 文孝  |
| 群馬県がん患者団体連絡協議会  | 会 長                   | 大島 主好  |
| 群馬大学医学部附属病院     | 非常勤講師<br>（【前】腫瘍センター長） | 塚本 憲史  |
| 高崎総合医療センター      | 副院長                   | 鯉淵 幸生  |
| 前橋赤十字病院         | 院長補佐                  | 宮崎 達也  |
| 済生会前橋病院         | 院長                    | 細内 康男  |
| 群馬大学情報学部        | 准教授                   | 片山 佳代子 |

# □ 群馬県がん対策推進協議会がんと生殖医療検討部会委員名簿

部会長 群馬大学大学院医学系研究科産科婦人科学分野 教授 岩瀬 明

| 所 属                 | 職 名                   | 氏 名   |
|---------------------|-----------------------|-------|
| 群馬県産婦人科医会           | 会 長                   | 永山 雅之 |
| 群馬県医師会              | 理 事                   | 佐藤 雄一 |
| 群馬県立がんセンター          | 院 長                   | 柳田 康弘 |
| 群馬中央病院              | 副院長兼リプロダクションセンター長     | 伊藤 理廣 |
| 群馬県立がんセンター          | 婦人科部長                 | 中村 和人 |
| 高崎総合医療センター          | 副院長                   | 鯉淵 幸生 |
| 群馬大学医学部附属病院         | 非常勤講師<br>(【前】腫瘍センター長) | 塚本 憲史 |
| 群馬大学大学院医学系研究科小児科学分野 | 助 教                   | 奥野はるな |
| 高崎総合医療センター          | 泌尿器科部長                | 柴田 康博 |
| 群馬大学医学部附属病院         | 認定がん専門相談員             | 渡辺 恵  |

発 行 群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電 話 027-226-2614

FAX 027-223-7950

県がん対策ホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/site/gantaisaku/2605.html>

